

第2節 【基本方針2】住み続けられる持続可能な地域

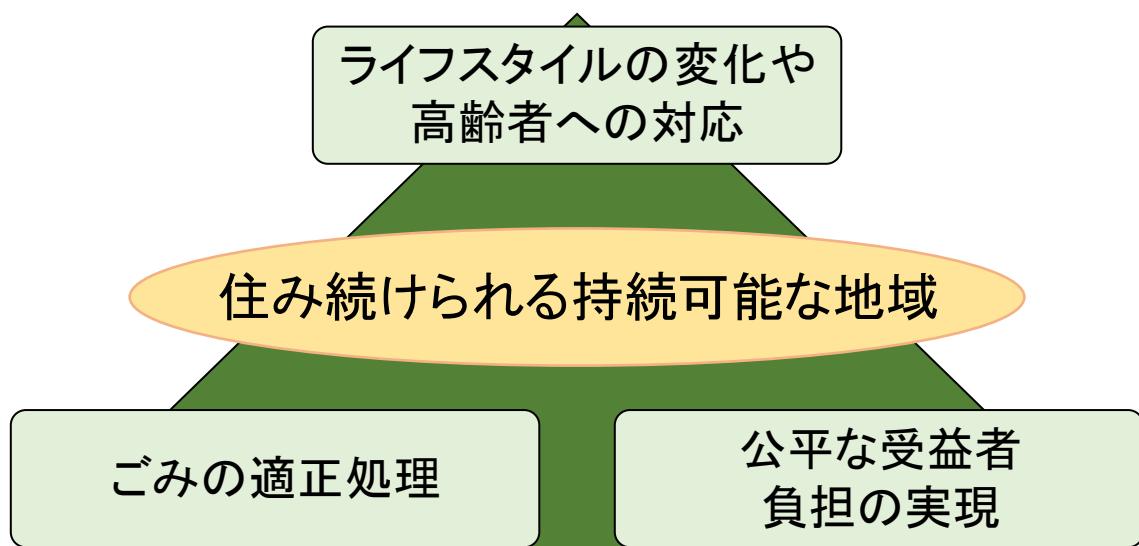
高齢化や人口減少が進み、市民のライフスタイルも多様化し、地域の状況は年々変化しています。

また、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などにおいては、国際協調の下で新たな取り組みが進められており、私達に身近な地域社会においてもさらなる取り組みが求められています。



持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制であり、これから持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3Rを進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要があります。

こうした中、住み続けることができる持続可能な地域に向けて、3Rの取り組みやごみの適切な排出、環境美化活動に市民が取り組むことができる仕組みづくりを行っていきます。



2-1 ライフスタイルの変化や高齢化への対応

(1) 高齢者等へのごみ排出支援

①高齢者等ごみ出し支援戸別収集

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し、一部自己負担による戸別収集を実施します。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意します。



②在宅医療等廃棄物の排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、令和3年7月からはごみを排出しやすいよう分別ルールを見直し、可燃ごみとして排出することとします。

③紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充

おむつを使用する人のごみ排出を支援するため、紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点を拡充します。

(2) 排出機会の確保

①①ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集 一部実施 資料 2-2

ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収集を実施します。また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる収集回数の拡充については、5年後の計画見直しに向けて、早急に他市の状況を調査し、本市での導入について検討します。

②拠点回収

○公共施設での拠点回収 一部実施

古紙と小型家電は、回収拠点での排出秩序の維持が課題となっていますが、排出利便を損なうことがないよう、可能な形での存続を検討します。

また、ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収については、指定ごみ袋制による有料化に伴い排出秩序の維持が課題となるため廃止しますが、排出利便に資する新たな手法について検討します。

○小売店への店頭回収 未実施 前回議論

小売店等に対して、簡易包装の推進や自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行います。

③排出機会の確保に向けた取り組み

集団回収活動団体や拠点型の集団回収、古紙等取扱業者、店頭回収に関する情報を発信します。

(3) ごみ排出に係る地域負担の軽減

①立ち番の任意化検討 資料 2-3

ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集に係る、追加的な収集日については立ち番を任意化します。

また、不燃ごみの有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の秩序維持の観点からの必要性、また、地域事情を考慮して、立ち番の任意化を検討します。

②集積所の管理ルールの整備 未実施

立ち番の任意化に合わせて、集積所の管理ルールを整備・提供します。

③学習機会の提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

SDGsとの関係性

SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

2-2 ごみの適正処理

(1) ごみ処理体制の維持

①ごみ処理施設の整備、維持管理 資料2-4

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないよう、適切な維持管理を図っていきます。

○清掃事務所

長寿命化工事の実施を進めるとともに、焼却灰（飛灰）のリサイクル体制の構築を図り、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないよう、必要な対策を検討します。

○リサイクルプラザ

大規模改修実施の具体化を図るとともに、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないよう、必要な対策を検討します。

○最終処分場

次期最終処分場の増設工事の終了後は、残供用年数を見据えた最終処分体制の維持・構築について検討します。

②ごみ処理体制の確保

平時の一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分と、各種減量施策等の実施体制と、災害時の円滑なごみ処理体制を確保します。

(2) 環境美化、環境負荷の低減

①海洋プラスチックへの対応

未実施

資料 2-5

風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの流出防止に向けた啓発を行うとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討します。

海洋プラスチックの回収・処理については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用します。

②プラスチック削減に向けた新たな取り組み

ペットボトル・プラスチック容器包装類の指定ごみ袋制による有料化を実施し、発生抑制と資源化の推進を図っていきます。

また、現在、国ではプラスチックのさらなる資源化施策を検討しているところであり、そうした国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

③環境美化の推進

○ボランティア清掃活動支援

資料 2-6

既存の環境美化団体や自治会、個人のボランティア清掃活動を支援するとともに、レジャーごみの持ち帰りを啓発します。

また、海洋プラスチック問題により、あらためてボランティア清掃活動の重要性が認識される中、ボランティア清掃活動のさらなる活性化について検討します。

○不法投棄防止のための取り組み

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板等の提供など、不法投棄防止に向けた取り組みを継続します。また、京都府、警察等の関係機関との連携を図っていきます。

④地球温暖化対策への配慮

3Rの推進やごみ処理の効率化等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

⑤ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減

ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減を図っていきます。また、3Rを推進し中間処理施設の負担軽減と最終処分場の延命を図っていきます。

SDGsとの関係性

ごみの適正処理は、目標 12『つくる責任つかう責任』の中で「化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壤への放出を減らす」とあり、本項目と関わりがあります。

また、ごみ処理施設の整備や維持管理は、目標 11『住み続けられるまちづくりを』と関わりがあり、環境美化活動は目標 14『海の豊かさを守ろう』、目標 15『陸の豊かさを守ろう』とも関わりがあります。

2 – 3 公平な受益者負担の実現

(1) ごみ処理手数料の見直し

ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の受付手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であることから、令和3年7月から実施します。

(2) 不適正排出への対応

①事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進

事業系ごみについては、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なります。このため、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な方法を検討します。

○事業系ごみの適正排出 前回議論

- ・分別・排出ルールを周知するためのパンフレット等の啓発資材の作成
- ・生活系ごみとして事業系ごみを地域のごみステーションに排出しないよう対応を強化

○事業系ごみの減量・資源化 前回議論

- ・事業系ごみ量の実態把握
- ・多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け 未実施
- ・焼却処理施設への紙ごみの搬入規制や紙の資源化ルートの確保 未実施

②不適正なごみ搬入への対応 未実施

越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などを防止するため、他市の事例を参考にしながら、施設搬入受付時の確認、搬入物検査や展開検査の実施、直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討など、受付時の体制や指導の強化に取り組んでいきます。

〔可燃ごみ搬入物の展開検査〕

清掃事務所に搬入される事業系ごみの展開検査を行い、不適切なものが認められた場合は指導していきます。なお、古紙類のように資源化可能なものについては、資源として扱うよう指導していきます。

SDGsとの関係性

公平な受益者負担は、SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。」とあり、本項目と大きな関りがあります。